

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百九十五万円減少することにした。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十二月十九日

愛知県東海市加木屋町西御門二五番地の二

一 幸商事有限公司

代表取締役 中村 雅一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五〇万円減少することにした。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十九日

沖縄県宮古島市平良字下里二九〇五番地二

合同会社46st.

代表社員 伊良皆優理佳

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年一月三十日を効力発生日とする株式会社本家比内地鶏との株式交換（以下「本株式交換」）により、資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにした。

この資本準備金の額の減少は、本株式交換に伴う株式の発行と同時に、本株式交換による資本準備金の増加額を減少するものであることから、資本準備金の額の減少の効力発生日後の資本準備金の額は、同日前の資本準備金の額を下回ることはありません。

そのため、この資本準備金の額の減少は、取締役により決定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況ですが、当社に確定した最終事業年度はありません。

令和七年十二月十九日

秋田県大館市比内町大葛字大谷八四番地

株式会社kenkenホールディングス

代表取締役 阿部 健二

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億九千四百九十九万九千三百二円、資本準備金の額を一億九千二百四十九万九千九百八十八円六角とすることにした。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年十二月十九日

東京都港区西新橋一丁目二番九号

株式会社BusinessTech

代表取締役 西山 善郎

掲載 官報

掲載の日付 令和七年六月二十七日

掲載頁 八十九頁（号外第一四六号）

令和七年十二月十九日

東京都港区西新橋一丁目二番九号

株式会社BusinessTech

代表取締役 西山 善郎

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億九千九百九十九万九千九百九十九円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにした。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年十二月十九日

兵庫県芦屋市大榎町五番一五号

アライアンスホールディングス株式会社

代表取締役 田中 隆之

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して単元株式数を廃止することにしたので公告します。

なお、効力発生日は令和七年十二月十八日です。

令和七年十二月十九日

横浜市中区桜木町一丁目一番地

花月園観光株式会社

代表取締役 松尾嘉之輔

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社ファルマリンクと合併して解散することにしたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年二月一日までに当社にご提出下さい。

令和七年十二月十九日

東京都千代田区大手町一丁目六番一五号

株式会社クローバー

代表取締役 松枝 秀和

任意清算公告

当社は、令和七年十一月三十日をもって解散し、会社法第六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十九日

秋田県湯沢市川連町字平城下一六番地の二

合資会社阿部商店

代表社員 阿部 忠文

優先資本の額の減少公告

当社は、優先資本の額を十一億八千三百三十九万九千九百九十九円とすることにした。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年十二月十九日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一五号

株式会社KRD名神レジデンス特定目的会社

取締役 安田祐一郎

優先資本の額の減少公告

当社は、優先資本の額を五十三億四千五百万円減少することにした。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年十二月十九日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一五号

株式会社ジェイロジスティック特定目的会社

取締役 吉岡 淳

優先資本の額の減少公告

当社は、優先資本の額を五十二億円減少し、金二億四千万円とすることにした。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年十二月十九日

東京都千代田区六本木一丁目六番一五号

株式会社KPMG税理士法人

取締役 高橋 通彰

優先資本の額の減少公告

当社は、優先資本の額を五十二億円減少し、金二億四千万円とすることにした。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年十二月十九日

東京都千代田区丸の内一丁目六番一五号

株式会社KPMG税理士法人

取締役 高橋 通彰

優先資本の額の減少公告

当社は、優先資本の額を五十二億円減少し、金二億四千万円とすることにした。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年十二月十九日

令和七年十二月十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

KRD名神レジデンス特定目的会社

取締役 安田祐一郎

優先資本の額の減少公告

当社は、優先資本の額を五十三億四千五百万円減少することにした。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年十二月十九日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一五号

株式会社KRD名神レジデンス特定目的会社

取締役 安田祐一郎

優先資本の額の減少公告

当社は、優先資本の額を五十二億円減少し、金二億四千万円とすることにした。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年十二月十九日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一五号

株式会社ジェイロジスティック特定目的会社

取締役 吉岡 淳

優先資本の額の減少公告

当社は、優先資本の額を五十二億円減少し、金二億四千万円とすることにした。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年十二月十九日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一五号

株式会社ジェイロジスティック特定目的会社

取締役 吉岡 淳

優先資本の額の減少公告

当社は、優先資本の額を五十二億円減少し、金二億四千万円とすることにした。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年十二月十九日

東京都千代田区丸の内一丁目六番一五号

株式会社KPMG税理士法人

取締役 高橋 通彰

優先資本の額の減少公告

当社は、優先資本の額を五十二億円減少し、金二億四千万円とすることにした。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年十二月十九日

東京都千代田区丸の内一丁目六番一五号

株式会社KPMG税理士法人